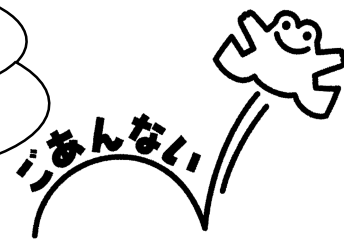


育児休業延長の手続きのために  
 保育所入所保留通知書の交付  
 をご希望のかたへ



育児休業中で、育児休業を延長するために保育所入所保留通知書の交付を希望されるかたは、下表のとおり、書類の一部の提出を省略できます。

下表の書類は、「保育施設入園のご案内」の「5. 申込みに必要な書類」です。

書 類	備 考
(1) 教育・保育給付認定申請書兼利用調整申込書	省略できません。 【裏面】は記入不要です。
(2) 保育施設に関する誓約書兼同意書	省略できます。
(3) 世帯調書	省略できます。
(4) 児童調書	省略できます。
(5) 勤務証明書	省略できません。 保護者それぞれの証明が必要です。
(6) 勤務実績報告書	省略できます。
(7) 所得を証明する書類 (海外での収入があるかたのみ)	省略できます。
(8) 住居の賃借契約書等 (転入予定のかたのみ)	省略できません。また、世帯調書裏面の「転入予定のかた」にご記入のうえご提出ください。
(9) 申込児童の健康保険証の写し (転入予定のかたのみ)	省略できません。
(10) マイナンバーカードまたは通知カード (転入予定のかたのみ)	省略できません。
(11) 本人確認書類の写し (郵送申込みの場合のみ)	省略できません。
(12) 育児休業延長の手続きのために保育所入所保留通知書の交付をご希望のかたへ	本紙
(13) その他必要書類	省略できます。

育休を延長するため、待機を希望します。

年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_

入園希望に変更される場合は、入園希望月の前月5日まで（5日が日曜・祝日にあたる場合は、翌開庁日）に、省略した書類を子ども総合窓口へご提出ください。ただし、令和6年（2024年）2月、3月の入園希望の場合は締切が異なります。詳細が決まり次第、市ホームページ等でお知らせします。